

入札監理小委員会における審議の結果報告 国土交通省「空港消防等請負業務」実施要項（案）

入札監理小委員会において当該民間競争入札の実施要項（案）を審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯

- 空港において、緊急事態の発生又はその恐れがある事態が発生した時ににおいて、国際民間航空機関（ICAO）の基準に基づいて行う消火救難及び救急医療活動を委託するもの。
- これまで（一財）航空保安協会による一者応札が続いていたことから、平成29年の公共サービス改革基本方針にて対象事業に選定され、今回が市場化テスト1期目。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組

【論点】 事業の実施期間について

【対応】 これまで、事業期間を1年間としていたところ、事業の安定性を確保するため、3年間とした。（資料1-2、8ページ-2）

【論点】 引継ぎ期間について

【対応】 これまで、落札者決定から業務開始の期間を約3週間としていたところ、約6週間確保することとし、新規事業者にも引継ぎ等が円滑に行うことができるよう配慮した。（資料1-2、9ページ-4. 1）

【論点】 落札方式について

【対応】 これまで最低価格落札方式であったところ、民間事業者の創意工夫を活かすため、総合評価落札方式とした。（資料1-2、10ページ-5）

特に、これまでは入札参加資格として類似業務の実績を求めていたが、今回は同項目を総合評価の加点項目とし、新規事業者に配慮した。（資料1-2、11ページ-5. 1. 2. (3)）

3. 実施要綱（案）の審議結果について

(1) 事業規模について

【論点】

東京国際空港及び新潟空港を一体として発注していることの必要性は何か。

（資料1-2、1ページ-1. 1. 2）

【回答】

1つの空港のみを対象とした場合、バックアップを得られない可能性がある
ので2つの空港を一体として発注している。

(2) 入札参加資格及び入札可能者の有無について

【論点】

入札参加資格に「空港消火救難業務従事者」の認定証を受けていること等を
定めているが、これを条件にすると（一財）空港保安協会のみが応札可能とな
ってしまうのではないか。（資料1-2、8ページ-3. 9）

【回答】

国土交通省空港保安防災教育訓練センターにおける民間事業者職員の受け入
れを行っており認定証を受けることは可能となっている。

また、現に認定証保有者を有し、実際に複数の地方空港での受託実績がある
事業者があるほか、共同事業体での応札も可能としていることから、応札可能
性はあると考えられる。

(3) 民間事業者への情報提供について

【論点】

特定の民間事業者に優遇とまらない範囲で、可能な限り幅広く入札に係る情
報提供を行うべきである。

【対応】

過去の事例も参照しつつ、可能な範囲での情報提供に努める。

4. 意見募集結果を踏まえた修正について

平成30年10月2日から同月15日の間の意見募集の結果、32件の提出があ
り、以下の修正を行った。

- ・ 競争参加資格確認申請書に法人番号の記載を追加した。
- ・ その他修辭上の修正を行った。

以上